

教育・保育施設の利用定員の変更について

1. 所掌事務

大東市子ども・子育て会議の所掌事務は、大東市附属機関条例において、「子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項、大東市次世代育成支援対策行動計画に関する事項その他子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議に関する事務」と定められています。

《子ども・子育て支援法抜粋》

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) **特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。**

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、**当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて**、市町村長が行う。

(1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により**特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは**、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の**意見を聴かなければならない。**

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

2. 認可定員と利用定員

『認可定員とは』

➡教育・保育施設の設置に当たり学校教育法，児童福祉法，認定こども園法に基づき設定する定員です。

『利用定員とは』

➡子ども・子育て支援法により確認時に設定する定員です。給付単価（委託費）の根拠となります。

《子ども・子育て支援新制度に係る認可・確認主体》

給付種別	施設事業の種類		認可主体	確認主体
施設型給付	認定こども園	幼保連携型	大阪府	大東市
		幼稚園型		
		保育所型		
		地方裁量型		
	幼稚園			
保育園				
地域型保育給付	小規模保育事業等		大東市	大東市

3. 令和2年度に定めた利用定員の考え方

- ・令和2年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」は、重点的に取り組む施策の1つとして「就学前教育・保育サービスの提供体制の再構築」を掲げており、利用ニーズに応じた柔軟な利用定員の見直しを進めるものとしています。
- ・これに伴い、利用定員の見直しに関する考え方を定めるため、令和2年12月に開催された子ども・子育て会議において、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等の定員変更に関する以下のルール付けを行いました

- ①実際の入所児童数が認可定員を**恒常的に下回る施設**については、利用定員を認可定員よりも少ない人数で設定できる。ただし、新たな利用定員は**実利用人数の見込数を下回らない**こととする。
- ②施設利用率が年間平均で120%を超える状況が恒常化している場合は、適切に利用定員の見直しを行う
- ③「恒常化」の期間は、概ね3年間とする

4. 小規模保育事業所における定員の考え方について

- ・現在、小規模保育事業所においては多くの施設において定員の50～80%の利用月が多く、収支が安定しない状況です。
- ・小規模保育事業所の特徴として、年度当初の需要が認可保育所等と比較して低く、年度後半に入所が進む傾向があることが、運営を圧迫する要因の1つとなっています。
- ・現行の見直しルールでは、小規模保育事業を認可保育所等と同様に取り扱っており、利用率の変動が激しい小規模保育事業について別途見直しルールを定め、事業の安定化を図ります。

(表1：施設利用率の比較)

	令和2年4月	令和3年3月	令和3年4月	令和3年12月
公立保育所	96.50	104.75	95.25	102.50
私立認可	99.05	102.46	102.09	108.34
私立保育所	102.93	108.10	99.49	105.47
小規模保育	68.57	95.71	61.43	84.29

《見直し案》

- ・教育・保育施設の定員見直しに関するルールに、小規模保育事業所に関する考え方を加え、以下のとおりとします。
- ・但し、条件に該当する施設においても、定員を超えた利用ニーズが生じる可能性もあり、地域性あるいは社会状況を踏まえ、子ども・子育て会議において定員変更の可否を判断します。

①保育所及び認定こども園において、入所児童数が認可定員を恒常的に下回っている場合は、利用定員を認可定員よりも少ない人数で設定できる。ただし、新たな利用定員は実利用人数の見込数を下回らないこととする。なお、「恒常的」とみなされる状況については、過去3年間の平均在園児数が新たに設定する認可定員を下回る状況とする。

②小規模保育事業所においては、過去2か年の上半期（各年度の4月～9月）の平均在園児数が新たに設定する利用定員を下回っている場合、定員の見直しを行うことができることとする。ただし、新たな利用定員は原則として実利用人数の見込数を下回らないこととする。

③施設利用率が年間平均で120%を超える状況が恒常化している場合は、適切に利用定員の見直しを行う。なお、「恒常化」の期間は、概ね3年間とする

5. 令和4年4月変更予定施設

別紙①参照

6. 子ども・子育て支援事業計画との関連性について

(1) 事業計画と実績の比較

《事業計画》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	999	969	941	908	896
	2号	1,497	1,451	1,410	1,360	1,342
	3号	1,051	1,090	1,104	1,118	1,130
確保の内容	1号	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
	2号	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563
	3号	1,010	1,022	1,034	1,046	1,060

《実績値》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	1号	1,010	980	
	2号	1,553	1,540	
	3号	1,047	1,032	
利用定員	1号	1,860	1,810	1,758
	2号	1,565	1,514	1,525
	3号	1,070	1,075	1,070

(2) 地域別利用状況

		令和2年4月		令和3年4月		令和4年4月	
		2号	3号	2号	3号	2号	3号
北部	利用者数	313	179	326	173		
	利用定員	333	171	333	171	333	171
東部	利用者数	387	263	387	275		
	利用定員	451	269	400	269	400	269
南部	利用者数	348	240	331	243		
	利用定員	287	261	287	261	296	262
西部	利用者数	505	365	496	341		
	利用定員	494	369	494	374	496	368
合計	利用者数	1,553	1,047	1,540	1,032		
	利用定員	1,565	1,070	1,514	1,075	1,525	1,070